改 正 後

条件付一般競争入札実施要領

平成19年6月6日 総務第233号

【沿革】平成19年6月6日付け総務第233号制定、平成19年12月27日付け総務第894号一部改正、平成21年1月19日付け総務第930号一部改正、平成21年3月30日付け総務第 1252号一部改正、平成21年5月29日付け総務第212号一部改正、平成21年10月30日付け総務第722号一部改正、平成22年1月28日付け総務第980号一部改正、平成22年 3月18日付け総務第1203号一部改正、平成23年3月25日付け総務第428号一部改正、平成23年11月21日付け総務第192号一部改正、平成24年2月29日付け総務第273号 一部改正、平成25年3月6日付け総務第301号一部改正、平成25年10月17日総務第172号一部改正、平成27年3月31日総務第286号一部改正、平成28年3月31日総務第 244号 - 部改正、平成29年5月19日付け総務第46号 - 部改正、平成30年3月30日付け総務第210号 - 部改正、平成31年3月28日付け総務第236号 - 部改正、令和2年3 月17日付け出総第282号一部改正、令和2年10月12日付け出総第186号一部改正、令和3年3月8日付け出総第340号一部改正、令和4年3月17日付け出総第349号一 部改正

第1~第25 〔略〕

附 則 (令和19年6月6日付け総務第233号) ~ (令和4年3月17日出総第349号)

様式第1-1号~様式第3号 〔略〕

様式第4号

条件付一般競争入札説明書

1、2 [略]

- 3 配置予定技術者
- (1) 入札公告の主任技術者又は監理技術者資格の「これと同等以上の資格」とは、次の例によること。
- ア 1級土木施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの
- (ア) 対象工事の建設業の種類が十木一式工事の場合

1級建設機械施工技士、技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業十木」とするものに限る。)、森林部門(選 択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。) 又は総合技術監理 部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))及びこれらと 同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

(イ)、(ウ) 〔略〕

イ、ウ 〔略〕

エ 1級管工事施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 技術士 (機械部門 (選択科目を「流体工学」又は「熱工 学」とするものに限る。)、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は 上下水道部門若しくは衛牛工学部門に係るものとするものに限る。))及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交 通大臣が認定したもの

才 〔略〕

 $(2)\sim(9)$ [略]

4~9 [略]

【別添】 〔略〕

様式第5号~様式第8号 〔略〕

様式第9号 〔別紙による〕

平成19年6月6日 総務第233号

【沿革】平成19年6月6日付け総務第233号制定、平成19年12月27日付け総務第894号一部改正、平成21年1月19日付け総務第930号一部改正、平成21年3月30日付け総務第 1252号一部改正、平成21年5月29日付け総務第212号一部改正、平成21年10月30日付け総務第722号一部改正、平成22年1月28日付け総務第980号一部改正、平成22年 3月18日付け総務第1203号一部改正、平成23年3月25日付け総務第428号一部改正、平成23年11月21日付け総務第192号一部改正、平成24年2月29日付け総務第273号 一部改正、平成25年3月6日付け総務第301号一部改正、平成25年10月17日総務第172号一部改正、平成27年3月31日総務第286号一部改正、平成28年3月31日総務第 244号 - 部改正、平成29年5月19日付け総務第46号 - 部改正、平成30年3月30日付け総務第210号 - 部改正、平成31年3月28日付け総務第236号 - 部改正、令和2年3 月17日付け出総第282号一部改正、令和2年10月12日付け出総第186号一部改正、令和3年3月8日付け出総第340号一部改正、令和4年3月17日付け出総第349号 部改正、令和5年3月10日付け出総第333号一部改正

条件付一般競争入札実施要領

第1~第25 [略]

附 則(令和19年6月6日付け総務第233号)~(令和4年3月17日出総第349号) 附 則(令和5年3月10日付け出総第333号) この要領は、令和5年4月1日から適用する。

様式第1-1号~様式第3号 〔略〕

様式第4号

条件付一般競争入札説明書

1、2 〔略〕

- 3 配置予定技術者
- (1) 入札公告の主任技術者又は監理技術者資格の「これと同等以上の資格」とは、次の例によること。
- ア 1級土木施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの
- (ア) 対象工事の建設業の種類が土木一式工事の場合

1級建設機械施工技士、技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門 (選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。) 又は総合技術 監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))及び これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

(イ)、(ウ) 〔略〕

イ、ウ 〔略〕

エ 1級管工事施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 技術士 (機械部門 (選択科目を「熱・動力エネルギー機 器」又は「流体機器」とするものに限る。)、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「熱・動力 エネルギー機器」、「流体機器」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。)) 及びこれらと同 等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの

才 [略]

 $(2)\sim(9)$ [略]

4~9 [略]

【別添】 〔略〕

様式第5号~様式第8号 〔略〕

様式第9号 「別紙による〕

改正理由

- 1 入札参加資格確認調書記載事項の一部改正
- 2 その他、所要の整備